

瀬戸市障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 1 6 号

瀬戸市障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市障害者手当支給条例施行規則（昭和 6 1 年瀬戸市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（認定の申請等）</p> <p>第 4 条 条例第 5 条の規定による障害者手当（以下「手当」という。）受給資格及びその額についての認定の申請は、瀬戸市障害者手当受給資格認定申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類等を添付して、これを市長に提出することによって行わなければならない。</p> <p>受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し</p> <p><省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p>	<p>（認定の申請等）</p> <p>第 4 条 条例第 5 条の規定による障害者手当（以下「手当」という。）受給資格及びその額についての認定の申請は、瀬戸市障害者手当受給資格認定申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類等を添付して、これを市長に提出することによって行わなければならない。</p> <p>受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し又は外国人登録済証明書</p> <p><省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p>

附 則

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。